

JASPAの運営・執行体制について (22cfの見直しと更なる活性化)

2020.8.4.



問題意識



1. JASPAの内部組織体として、正式に定款・規則で定められた総会／理事会のほかに「22cf」、「運営委員会」があるが、必ずしも、その位置づけ、機能は明確ではない。
2. 他方、従前は、本来JASPAが組織として決定すべき事項も、「22cf」や「運営委員会」で決定するなど、規則的には奇妙な運営がされてきた。（調べてみたが、定款には22cfも運営委員会も規定されておらず、また、これらについて定めた規則などもない）
3. 運営委員会は、「理事会」だけだと、地方開催の際に各地の地元メンバーの参加が難しいので「運営委員会」としたとの話もあるが、これは意味はない。何故ならば
 - ① 本来、理事会として「決定」すべきことを、「運営委員会」で決議してもルール上は無効
 - ② 地元の非理事メンバーは「決議権」がないだけで、会議への参加は何の問題もない
 - ③ 逆にルール上「理事会」マターでない事項について、他の会議体で決定することにも何の問題もない。
4. 22cfは、実態上JASPAの運営上の様々な実行機能を担う中核組織である。
5. 最近JASPA会員組合／組合メンバー企業の脱会も少なくなく、JASPAとして、本来の活性化も見据えながら、組織体の見直しをしたい。
6. また、先般のアンケートでも、22cfの位置づけ、役割も含めて見直し、しっかり位置付けるべきとの意見が過半であった。

必要なアクション



1. 定款の変更、必要な規定類の整備

- ① 22cf や 運営委員会的な機能の位置づけ
- ② 役員（数）問題
- ③ その他

2. スケジュール感

- ① 所管部局（中小企業庁 経営支援部？）との協議（2020/9～）
- ② 原案の作成（2020/9～12）
- ③ 理事会での検討（2021/1～2）
- ④ 総会への付議（2020/5）

大きな方向



1. 基本は以下のようなイメージか・・・

- ① 理事会は、本来、法律や定款によって理事会に委ねられた事項、すなわち
 - 事業計画や予算・決算、基本的な組織改編その他の重要事項の「決定機関」
- ② 他方、22cf（運営委員会については後で）は、
 - 理事会決定のための「案」を作成する機関であり、また、理事会決定事項ではない、業務執行に関する各種の決定を行う機関
- ③ 行ってみれば、理事会 = 取締役会、22cf = 執行役員会議のイメージ
- ④ 他方22 c f の名称については、意見もあるようなので、「実体を担う部隊であるぞ」というのが、良く分かるような名称を考える（？） → 下記は、あくまで「例」
 - JASPA（業務）執行委員会
 - JASPA 執行役員会
 - JASPA 未来委員会
 - JASPA 22世紀（又は新時代？）フォーラム など

2. なお、いままで22cf＝東京中心のイメージが強かったが、今回のコロナ禍で、Webツールを駆使すれば、地方メンバーも十分参画できる・・・ということも明らかになってきたので、組織見直しに当たっては、各地方組合の積極的参加が可能なように配慮する。

運営委員会について



1. 運営委員会は（JASPA運営の重要事項として）会則を作って理事会で認めてしまえばよい。

2. イメージとしては、

- ① 運営委員会は、JASPA理事 + 現22cfの各委員長 + 開催ホスト組合の主たるメンバーで構成
- ② 運営委員会の開催地は運営委員会にて決定し、理事会に報告する。
- ③ 22cfは、その活動の状況について、運営委員会に報告するとともに（決議事項は理事会に諮る）、参加者の意見を聴く。
- ④ 地元参加者は、各組合の状況について、運営委員会に報告するとともに、要望などがある場合には提起することができる。

みたいな感じが……

3. つまり、JASPAの正式組織として位置付けてしまって、理事会／運営委員会の開催時には、

- ① いままでいう「報告事項」は「報告事項（運営委員会）」となる。
- ② 地元のメンバーの参加機会を必ず設ける………

といった感じ……